

上 申 書

平成26年（2014年）12月9日

最高検察庁

検事総長 大野恒太郎殿

東京地方検察庁

検事正 青沼 隆之殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

目次

1	はじめに.....	2
2	岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』の告発	4
3	1997年7省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定していた	5
4	2000年電事連報告では福島第一は日本一津波に脆弱であることが示されて いた	6
5	土木学会は完全に電力によってコントロールされていた	7
6	武藤武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定した検察審査会議決は正 当である	9
7	他の電力会社は長期評価を踏まえて対策を講じていた	10
8	保安院は2006年には津波対策について「不作為の責を問われる可能性があ	

る」としていた	11
9 吉田調書が明らかにした東電幹部の驚くべき安全意識	14
10 検察は巨悪を眠らせるな	23

1 はじめに

(1) 本上申書の目的

検察庁に置かれては、本件について、再捜査の期間を延長し、追加捜査を積み重ねておられるものと拝察する。

告訴告発人らは、既に平成26年（2014年）8月8日付、9月30日付で、徹底した捜査と検察自らの手による起訴を求める上申書を提出しているところである。

本書面においては、第一に、あらたに出版された添田孝史著の岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』（甲13）の内容を概観し、推本の見解以前に後述する7省庁の津波対策指針においても、福島沖での津波地震の発生を想定していたこと、検察の不起訴判断の裏付けとされている土木学会と中央防災会議が、推本の警告を葬った背景に、被告訴人ら東京電力の幹部たちを中心とした電気事業連絡会（以下、電事連という）の暗躍があったことを論証する。

第二にあらたに開示された吉田調書を子細に検討することにより、事故当時の東電幹部の安全認識の根本的な誤りを明らかにすることとする。

検察審査会の認定した事実に加えて、このように次々に明らかになる新事実を総合すれば、検察による起訴が可能であるだけでなく、起訴が是が非でもなされるべきである理由が明確となってきた。仮に再捜査で検察が不起訴にしようとも、検察審査会が今回明らかにした資料も踏まえて、再度起訴相当の判断を下すことは火を見るよりも明らかである。

したがって、検察は、この重大事件を必ずや自らの手で起訴し、公判

を迫行すべきである。

(2) 検察審査会の重視した時系列

ここに、検察審査会の議決が重要視した時系列を再掲しておく。

「平成14年(2002年)7月、政府の地震調査研究推進本部(推本)は、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生すると予測した。

平成18年(2006年)9月、原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改定し、津波については極めてまれではあるが発生する可能性がある想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められた。

平成19年(2007年)11月ころ、東京電力の土木調査グループにおいて、耐震バックチェックの最終報告における津波評価につき、推本の長期評価の取扱いに関する検討を開始し、推本の長期評価を踏まえ、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定するなどして津波水位を試算したところ、平成20年(2008年)3月、福島第一原発の敷地南側においてO. P. +15.7mとなる旨の結果を得た。

被疑者武黒は、平成20年(2008年)2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高が上昇する旨の資料を確認するとともに、参加者から「14m程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしている。

平成20年(2008年)6月、土木調査グループから被疑者武藤栄らに対してO. P. +15.7mの試算結果が報告された。被疑者武藤栄は、非常用海水ポンプが設置されている4m盤への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可について、機器の対策の検討を指示した。

平成20年(2008年)7月、被疑者武藤栄から土木調査グループに

対し、耐震バックチェックにおいては推本の見解を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施し、推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、これらの方針について、津波評価部会の委員や保安院のワーキンググループ委員の理解を得ることなどを指示した（議決書 4 頁～ 6 頁）。

2 岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』の告発

津波の事前想定が可能であったかどうかに的を絞って、岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』が、平成 26 年（2014 年）11 月 20 日に発行された。

著者は添田孝史氏である。大阪大学大学院基礎工学研究科修士課程修了のサイエンスライターである。「1990 年朝日新聞社入社。大津支局、学研都市支局を経て大阪本社科学部、東京本社科学部などで科学・医療分野を担当。97 年から原発と震災についての取材を続ける。2011 年に退社、以降フリーランス。東電福島原発事故の国会事故調査委員会で協力調査員として津波分野の調査を担当した。」という経歴の持ち主である。

この著書は、著者自らの取材と政府に対する情報公開請求にもとづいて、国会事故調の報告書を補充した内容であるといえる。この著書は、一人のジャーナリストが、情報公開とインタビューという古典的取材手段を駆使して、原子力ムラが必死に隠してきた原発の津波対策に関する膨大な作業と、その中で電力と保安院、推本、中央防災会議、そして、地震や津波の専門家の行動とやりとりを浮かび上がらせている。

同書は、不起訴処分の基礎となる事実認識に二点の重大な事実誤認があることを指摘し、検察による不起訴決定を強く批判し、検察審査会の議決は「明快」とであると評価している。

添田氏の批判の第一点は福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見が、長期評価以前に存在していたということであり、

第二点は後述する推本の見解を取り入れて対策工事をした原発はないという理解は事実と反するということである。

3 1997年7省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定していた

福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見が、長期評価以前に存在していた。それも、専門家の見解というだけでなく、政府の7つの省庁が共同で作成した手引きという形で存在していたのである。

検察庁の判断の誤りの「一つは、東京地検が「長期評価のほかには、福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見は見当たらない」としている点だ。第1章で述べたように、一九九七年の七省庁手引きは、福島県沖の津波地震を想定している。政府の公式報告書を見落とすような捜査では、告発した被災者の納得は得られないだろう。」（同書183頁）

ここに指摘されている7省庁手引きとは、平成9年（1997年）に建設省など7つの省庁がまとめた津波想定方法で、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」とされる（甲6）。概要がプレスリリースされているが、この資料の全体は平成26年7月に添田氏の情報公開によって明らかになった。ここでは、日本海溝の津波地震を予測していた（同書18頁）。

この手引きについて、翌平成10年（1998年）3月には、政府は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」と「地域防災計画における津波防災対策の手引き」を各自治体に通知している（同書23頁）。

平成9年（1997年）7月25日の電事連津波対応WG資料では、福島第一で8.6メートルの想定がなされている（これは後の計算では13.6メートルとされている）（『科学』2014年12月添田孝史報告「吉田調書をめぐるシンポジウムより」1280頁，甲7）。

この報告書について電事連は「プレート境界において地震地体構造上考えられる最大規模の地震津波も加えている。」「この考えを原子力発電所

に適用すると、一部原子力発電所において、津波高さが敷地高さを超えることになる」と正確に分析している（同書 25 頁）。

また、電事連は次のように分析している。「この調査委員会（七省庁手引きをとりまとめた委員会）の委員には、MITI 顧問（通産省原子力発電技術顧問）でもある教授が参加されているが、これらの先生は、津波数値解析の精度は倍半分（二倍の誤差がありうる）と発言している。」「この考えを原子力発電所に適用すると、一部原子力発電所を除き、多くの原子力発電所において津波高さが敷地高さ更には屋外ポンプ高さを超えることとなる」と正確に分析していた（同書 27 頁）。

ここに記載されている顧問とは、首藤伸夫東北大教授と阿部勝征東大教授の二人である（同書 29 頁）。

首藤教授は雑誌『海洋』1998 年号外 No. 15 に「津波総合防災対策の歴史と今後の課題」と題する論文を掲載している（甲 14）。対象津波について、「信頼できる資料の数多く得られる既往最大津波」のほかに、「地震地体構造論や既往最大地震断層モデルの相似則などの理論的考察が進歩し、対象沿岸地域で発生しうる最大規模の海底地震を想定することも行われるようになった。これに加え、地震観測技術の進歩に伴い、空白域の存在が明らかになるなど、将来起こりうる地震や津波を過去の例に縛られることなく想定することも可能となってきた」いるから、こうした「現在の知見に基づいて想定される最大地震により起こされる津波」をも取り上げ、両者を比べた上で常に安全側になるように、沿岸での水位が大きくなる方を対象津波として設定することを奨めている。」

4 2000 年電事連報告では福島第一は日本一津波に脆弱であることが示されていた

さらに、同書において、衝撃的な報告書が公にされている。それは平成 12 年（2000 年）に作成された電事連の「津波に関するプラント概略

影響評価」である（甲 8 国会事故調参考資料編 4 1 頁）（下線は代理人，以下同じ）。

この報告は，平成 9 年（1997 年）6 月の通産省の指示に対応して，平成 14 年（2002 年）2 月に電事連内の総合部会に提出されたものである。解析誤差を考慮して想定値の 1.2 倍，1.5 倍，2 倍の津波高さで原発がどう影響を受けるか調べている。同書の 31 頁に掲載された評価結果は衝撃的である。

全国の原発の中で，想定値の 1.2 倍で影響があるとされているのは福島第一と島根 1，2 号の二原発だけなのである。想定値の 1.5 倍で影響があるとされているのは，この二原発に加えて女川，浜岡，伊方，東海第二である。想定値の 2 倍で影響があるとされているのは，6 原発に加えて，東通，柏崎 1－4，美浜，川内，となっている（同書 30－32 頁）。

つまり，東電は，既に平成 12 年（2000 年）の段階で，福島第一原発は全国の原発の中で，最も津波に脆弱な原発であることを知っていたこととなる。しかし，この報告書が通産省に提出されたかどうかは明らかになっていないという（同書 32 頁）。

5 土木学会は完全に電力によってコントロールされていた

この影響評価をなきものとするための工作の場が土木学会の津波評価部会における検討であった。

まず，この津波評価部会には，津波の専門家である首藤氏が参加していたが，委員幹事合計 31 名のうち地震学者は一名しかおらず，13 人が電力会社，5 人は電力の関連団体に所属していた（同書 98 頁）。まさに，電力関係者に牛耳られている組織であった。平成 13 年の委員名簿を添付する（甲 15）。また，その津波に関する土木学会手法の研究費の全額（1 億 8378 万円）と手法の審議のための学会への委託費用（1350 万円）の全額が電力から支出されていた（国会事故調報告書 92 頁 東電の書面回答に

よる)。

平成12年(2000年)11月3日の第6回会合に評価部会幹事団(10人中2人が東電社員, 一人は東電子会社員, 三人は電力中央研究所員)は, 数値誤差を見込まない安全率一倍とする基準を提案した(同書35頁)。電力関係者が過半数を占める幹事会で, 首藤, 阿部両顧問の「倍半分」を否定した基準を否定したものだ。この点に関して, 先日公開された今村文彦東北大学教授の政府事故調に対する聴取結果書(甲12)には次の記載がある。

「Q: 第6回の部会で, 補正係数を1.0としてよいか議論してくれとコメントしたのは誰か」

「A: 首藤先生。

安全率は危機管理上重要。1以上必要との意識はあったが, 具体的に例えば1.5にするのか, 従来の土木構造物並びで3まで上げるのかきめられなかった。本当は議論しないといけなかったのだが, 最後の時点での課題だったので, それぞれ持ち帰ったということだと思う。」

まさに, 科学的には1以上必要であることは明らかであったにもかかわらず, 委員の多数をしめる電力によって, 科学者たちは黙り込まされてしまったのである。

この基準について首藤氏は, 「補正係数の値としては議論もあるかと思うが, 現段階では, とりあえず1.0としておき, 将来的に見直す余地を残しておきたい」と述べたとされる(同書35頁)。同書の41頁以下には, このような基準を最終的に是認した首藤氏に対する, インタビューが掲載されている。まさに, 首藤氏は電力の虜となり, 自らの科学的良心をも裏切って自ら発した警告を葬ってしまったと言わなければならない。そして, 首藤氏が約束した, このような見直しがなされることもないままに, 我々は3・11を迎えたのであった。

そして, この土木学会手法に従って, 平成14年(2002年)3月に

は福島第一原発で想定される津波高さを5.7メートルに見直し、これに合わせて6号機の非常用海水ポンプ電動機をわずか20センチかさ上げする工事を行った(同書40頁)。まさに、アリバイ的な対策が講じられたのである。この馬鹿げた対策工事の経過そのものが、東電の「長期評価」つぶしの一環であったことがわかる。

6 武藤武黒らの土木学会への検討依頼は時間稼ぎと断定した検察審査会議決は正当である

以上の経過を見れば、平成20年(2008年)の段階で、この問題をもう一度土木学会に投げて検討を依頼するようなやり方が、まともな態度であるはずがない。土木学会とは、電力関係者の虜となり、その意見を第三者的な意匠のもとに行動するための操り人形に過ぎなかったことは、以上の経過から明らかである。

この経過について、議決は次のように判断していた。

「東京電力は、推本の長期評価等について土木学会での検討を依頼しているが、最終的には、想定津波水位が上昇し、対応を取らざるを得なくなることを認識してワーキンググループを開催していることから、土木学会への依頼は時間稼ぎであったといわざるを得ない。…東京電力は、推本の予測について、容易に無視できないことを認識しつつ、何とか採用を回避したいという目論見があったといわざるを得ない。／地震・津波の予測は、不確実性を伴う自然現象に対するものであり、そもそも、いつどこで起きるかまで具体的に言い当てることは不可能である。推本の長期予測に基づく津波高の試算を確認している以上、原発事業者としては、これを襲来することを想定し、対応をとることが必要であった。」(議決書8頁)

東京電力は、推本の予測に基づいて行った数々の津波の試算についても試算が現実に起きるとは思わなかった、念のために土木学会に検討を依頼しただけであるなどと言い訳していた。検察庁はこのような不合理きわま

りないいいわけをそのまま認めてしまった。

これに対して、検察審査会は、市民的良識を発揮し、東電の役員たちは、対策が必要であることはわかっている、途中まではその検討や準備もしたのに、改良工事のために原発が長期停止になることをおそれ、時間稼ぎのために土木学会に検討を依頼して、問題の先送りをしたと認定している。

土木学会手法の問題点は、そもそも電力関係者に支配された組織構成の下で、もとより公正な審査は望みようがないものであった。さらに、先に見たように、土木学会手法は福島沖のプレート境界地震を否定していること、安全率を全く考慮していないことなど、科学的にも著しく不合理なものであった。このような誤った手法が採用されたのは東電関係者などの電力関係者の工作によるものである。この手法に科学的合理性がないことは、工作者である電力関係者自身が十分認識していたはずである。

まさに、被疑者武藤と武黒は明らかに本件事故のような深刻な災害を予見し、その回避のために必要な対策とその予算についても具体的に検討しながら、その対策に要するコストと時間、そして一定期間の運転休止を見込まなければならないという事態のなかで、自社の利益のために問題を先送りするためにみずからの配下ともいうべき土木学会に検討を委ねたのである。これは、故意にも近い極めて重大かつ明白な過失である。

7 他の電力会社は長期評価を踏まえて対策を講じていた

東京地検が「他の電力事業者においても、地震本部の長期評価の公表を踏まえた津波対策を講じたことはなかった」としている点も間違っている。

茨城県は独自の津波浸水予測を平成19年（2007年）10月に公表した。もとになったのは、地震本部が津波地震の一つと判断した延宝房総沖地震（1677年）だ。茨城県は、この津波地震が房総沖から茨城沖まで伸びる震源域で発生した場合（M8.3）を予測。その結果、東海第二原発（日本原電）の地点では、予想される津波高さが5.72メートルとなり、

原電が土木学会手法で想定していた4.86メートルを上回った。茨城県に自社より厳しい津波想定を公表されてしまい、原電は対策見直しを余儀なくされる。

そこで津波に備えて側壁をかさ上げする工事を平成21年（2009年）7月に開始し、工事が終了したのは東北地方太平洋沖地震のわずか二日前だった。長期評価にもとづく茨城県の予測に備えていなければ、東海第二原発もメルトダウンしていた可能性が高い（同書183-184頁）。

「東北電力の女川原発も、地震本部が津波地震の一つとしてとりあげた三陸沖地震（1611年）がもっとも大きな津波をもたらすとして、以前から対策をとっていた。したがって長期評価の津波地震に備えていなかったのは東電だけだった」（同書184頁）。

「中央防災会議が津波地震を防災の対象にしていなかったから、福島第一原発も備える義務はないとする東京地検の考え方も不合理だ。中央防災会議は住宅など一般的な施設の防災を対象にし、災害を想定している。一方、原発はもっと発生頻度の低い、厳しい災害まで想定する必要がある。前述したように原電も東北電力も、中央防災会議が想定からはずしていた津波地震を想定していた。中部電力の浜岡原発も、中央防災会議の想定より厳しい揺れを想定していた。ほかの多くの原発は中央防災会議より厳しい災害を想定していたのに、東電だけが中央防災会議レベルで留まっていたにすぎない。」（同書184頁）

検察による不起訴決定は誤った事実認識のもとになされたものであり、その見直しは必須である。

8 保安院は2006年には津波対策について「不作為の責を問われる可能性がある」としていた

(1) 土木学会による津波高さの1.5倍程度の想定を求めていた保安院
平成18年（2006年）6月29日にまとめられたとみられる「内部

「洪水及び外部洪水の今後の検討方針（案）」（甲 9）には次のように記されている。

「土木学会手法による津波高さ評価がどの程度の保守性を有しているか確認する。」

「土木学会による津波高さの 1.5 倍程度の（例えば、一律の設定ではなく、電力が地域特性を考慮して独自に設定する）を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくこととする（AM対策との位置づけ）。

「対策を講じる場合、耐震指針検討に伴う地盤調査を各社が開始し始めているが、その対応事項の中に潜り込ませれば、本件単独の対外的な説明が不要となるのではないか。そうであれば、二年以内の対応となるのではないか。」（同書 131 頁）

この文書は極めて重要である。土木学会による津波高さの 1.5 倍程度を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくことが保安院の方針とされていたことが明確となった。

前記の平成 12 年（2000 年）の電事連の試算から明らかなように、福島第一は 1.2 倍の想定でもアウトであった。1.5 倍では確実にアウトであり、この対策が確実に実施されていれば、福島第一原発事故は避けられた可能性が高い。

（2）「必要ならば対策を立てるように指示する。」

平成 18 年（2006 年）9 月 13 日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の 3 人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されている（第 54 回安全情報検討会資料）（同書 131 - 132 頁，甲 16）。

平成 18 年（2006 年）1 月の勉強会立ち上げ時点の資料では、保安

院は平成18年度に想定外津波による全プラントの影響調査結果をまとめ、それに対するAM対策を平成21年度から平成22年度に実施する予定としていた(同書132頁)。

この保安院の対策が徹底されていれば、事故は防ぐことができた。なぜ、この対策がなされなかったのかといえば、東電など電事連の圧力に保安院が屈したためである。

(3) 貞観地震の津波対策がバックチェックの最大の不確定要素だったことは保安院と東電との共通理解だった

この本には、もっと驚くべき証拠も掲載されている。それは、平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールである(甲10)。

「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である旨、院長(寺坂信昭)、次長(平岡英治)、黒木(慎一)審議官に話しておきました。」

「貞観の地震についての研究はもっぱら仙台平野の津波堆積物を基に実施されているが、この波源をそのまま使うと、福島に対する影響は大きいと思われる。」

「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。」

「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」

「東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」

「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」(同書143-145頁)

このメールは、福島第一のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかる。保安院は東電の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのである。

「東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東電役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすることが話し合われていたのである。

ここまでの証拠がありながら、検察が被疑者らを起訴できないはずがないではないか。

9 吉田調書が明らかにした東電幹部の驚くべき安全意識

(1) はじめに

平成26年(2014年)9月11日に政府により福島第一原発所長(当時)吉田昌郎氏(以下「吉田所長」という。)に係る聴取結果書(以下「吉田調書」という。)が開示された。この調書には事故対応だけでなく、事前の津波対策についても、吉田所長の認識が述べられている。

9月に提出した上申書においては、吉田調書の意義として、武藤、武黒の両氏だけでなく、勝俣氏も津波対策の関係会議に出席していたことを指摘する部分を抽出して指摘した。今回は、吉田調書に述べられている吉田氏をはじめとする東電幹部たちの津波のリスクに対する意識そのものの問題点を指摘することとしたい。

(2) 土木学会の中にも福島県沖の海溝沿いで大地震が発生することは否定できないという見解があった

この津波の検討は土木学会の今村氏から平成20年(2008年)2月

末に福島県沖の海溝沿いで大地震が発生することは否定できないという話があったという質問者の指摘を「そうだと思います」と肯定している（甲 3 平成 23 年 11 月 30 日付吉田調書 4 頁）。この点は、土木学会内にもこのような慎重な意見があったことを示すもので、極めて重要な指摘である。

当時、「中越沖地震対策会議」が社長、会長、武藤、武黒、吉田らで話し合う会議が持たれていた。当時の会長は田村、社長は本件被疑者勝俣である。最初は毎日会議が持たれていた。平成 20 年頃には月 1 回の会議であった。この中で、津波対策の費用も議論されていた（甲 3 の 9 ~ 12 頁）。

また吉田調書によれば、「太平洋側の場合は、いろんな学説が今、出っておって、大きい津波が来るといふ学説もあります。それをベースに計算すると、今、想定している津波高の、…要するに、今、想定している 5 m 何十 c m という設計のベースよりも大きい津波が来る可能性が否定できない。…場合によっては高い津波が来れば、それなりの対策が必要です。…かなり桁の大きいお金が来ますよということを説明した」（甲 3 の 17 頁）

（3）なぜ、東電は自前の計算にもとづいて対策できなかったのか

○質問者 その辺の実態があれなんです、土木学会のそういうものなしに、東電の自前の試算に基づいて設計を変更して、例えばかさ上げをはかるということというのは、現実的ではないんですか。

○回答者 例えばバックチェックを出すときに、国に説明をするときに、何に基づいてやったのかということになるわけです。すべてのものがそうなんですけれども、国に書類を出すわけです。国というのは保安院ですけれども、そこに書類を出すときに、その決定根拠を示さないといけません。そのときに何もスタンダードがなくてとうしますという話は通らない。ほかの電力さんの評価とか、オールジャパンで共通な考え方をしているんです。地域別はあるんですけれども、地震だとか津波に

については、こういう考え方で、これに基づいてこういう地震動を考える、もしくは津波高さを考える。だから、設計や改造はこうしないといけな
いし、今のままでも恐らくもちますという議論をしないといけないわけ
です。スタンダードがないわけですから、そこをまずはっきりつくって
もらう。それが一番最初にあると思います。」(甲 1 1 平成 2 3 年 8 月 1 6
日付吉田調書(事故時の状況とその対応について 3) 1 8 頁)

(4) 女川で対策して福島第一で対策しないことはあり得るのか

「○質問者 例えば貞観津波の波源を考えたときに、女川とかだったら
また違うんですか。

○回答者 違います。

○質問者 それは位置があれなんですか。

○回答者 近いです。

○質問者 女川で考慮、して、1 F で考慮、しないということもあり得
るんですか。

○回答者 あります。波源がそこだとすると、例えば女川には 1 0 m の
津波が来たとしても、同じ波源で福島に来るには結局 4 m とか 3 m ぐら
いになっている。これは計算で出てきます。

○質問者 例えば女川では貞観津波を考慮に入れているから、それをぼ
んと福島の 1 F の方にもってきて、それがきたとしてやったというので
は、ちょっとあれなんですか。

○回答者 福島県沖の波源というのは今までもなかったですから、そこ
をいきなり考慮、してやるということは、仮想的にはできますけれども、
原子力ですから費用対効果もあります。お金を投資するときに、根拠と
なるものがないですね。それだったら、極端なことをいえば、福島沖に
マグニチュード 9 の地震が来ますとなったら、2 0 m ぐらいの津波が来
る。だから、起きようによっては、幾らでもあの計算からすれば来るわ

けです。何の根拠もないことで対策はできません。

○質問者 それを考えるときの根拠というか、1つは対保安院への説明ですか。

○回答者 それもあるし、専門家の意見です。専門家の意見として、要するに貞観津波とおっしゃっている先生は、貞観のあそこで出た場所で起こり得る可能性があると言っているわけだから、この影響は福島にどれぐらいですかとちゃんと調査しているわけです。だけれども、そのほかの推本は波源を勝手に移動して、こんなところで起きたらどうだと言っているだけの話ですから、それを本当にいろいろな先生の指示（ママ）を得られるかということ、いろいろ聞いても、荒唐無稽と言ったらおかしいんですけれども、そうおっしゃる人もたくさんいて、そういう中でどう決めればいいのか。事業者としてわからないわけですから、専門家集団の中で決めてもらえば、そのルールに従ってやりますということになります。

それから、保安院どうのこうのよりも、そういうルールで決めたことについては保安院さんに報告しても、保安院は納得しますからということ先ほど言ったわけで、別に保安院を気にしているわけではなくて、専門家の意見です。」(甲11の18-19頁)

この見解は一見もったもらしい。しかし、吉田氏は、土木学会を使い、推本の長期評価を潰してきた張本人である。その工作の裏表を知り抜いていながら、このような建前論を述べていることは、白々しいというほかない。

(5) 津波を20メートル想定すれば、廃炉するしかない

「○質問者 極端な話、今、費用対効果の話が出ましたけれども、例えば原子力発電所で、今、何事につけてもすべて超保守的に考えて、ほとんど起こり得ないかもしれないけれども、万が一起きたときのことを考

えて、防潮堤は基準にすると20mまでにしなければいけませんとか、すべてのものをかさ上げしなければいけません。海水のポンプなども高いところにして、そこからずっと下に下して、そこをポンプでやらなければなりませんとなると、設備投資がどんどんかさんできますね。

○回答者 20mの津波といったときには、基本的に廃炉にしないとだめです。あの立地だと、抜本的にだめです。

○質問者 1F自体が無理になりますか。

○回答者 はい。」(甲11の19頁)

三陸海岸に高さ30メートルを超える津波が想定されていたのに、同じプレート境界の福島に、高い津波が来ないという想定の方が非常識である。

まさに、本来は、福島第一は廃炉とすべきだったのである。

(6) 15メートルなら防潮堤で対応できたかもしれない

「○質問者 今回のようなもの、15mぐらいの津波に耐えられるようになるためにはどうですか。

○回答者 前に波源が福島県沖に来るとして考えたのが10mぐらいです。

○質問者 はい。

○回答者 あれだったら、何とか防潮堤をつくって波を逃がすということとはできると思うんですけども、今回のものは本当にできるのかどうかわかりません。」(甲11の19-20頁)

15メートル程度の津波は、この地域のプレートの状態から判断すれば、むしろ控えめとも言える想定であった。これに対応する工事をしておけば、破局は避けられたのである。

(7) 原発の安全性と一般の建物を同列に論ずる過ち

「○質問者 例えば今回1F自体がどうなるかというのは、そのまま運転できるかというのと、とてもではないけれどもという状況かもしれないですけども、女川とか全国にいろいろありますね。玄海の方とか、九電とかありますね。ああいうところで10mとかね。

○回答者 それはまた極端な意見で、要するに日本国どこでもマグニチュード9の地震が起こり得ると言っているのと同じことで、それだったら、その辺の建物は全部だめなわけです。原子力発電所だけではないです。直下に起こることも考えれば、何もできません。だから、各号機ごとに、各発電所ごとに立地条件に応じた津波規模だとか地震規模、どんな断層があるかで変えてきているというのが今までの発想です。」(甲11の20頁)

ここで、吉田氏は原発の安全性と一般の建物を同列に論ずる過ちに落ちている。原発はいったん事故を引き起こせば取り返しがつかないので、万が一にも事故を起こしてはならないという基本がわかっていない、驚くべき低レベルの安全認識であるというほかない。

(8) マグニチュード9の地震を想定した者はいないことが言い訳となるか

「○質問者 今、この原発で貞観津波を考えているのに、1Fで考えていないのはおかしいとかね。

○回答者 それは全然論理がおかしくて、貞観津波を考えて調査をしたら、4mとかそれぐらいしか来ていないから、貞観津波がああ場所で波源となってくれば、それはそのレベルだから、我々としてはいいだろう。だけれども、貞観津波を起こした地震のマグニチュードよりももっと大きなものが来たわけですから、マグニチュード9が来た。日本の地震学者、津波学者のだれがあそこにマグニチュード9が来るということを事前に言っていたんですか。貞観津波を考えた先生たちもマグニチュード

9は考えていないです。それを言い始めると、結局、結果論の話になりますと言いたいです。」(甲11の20頁)

「今回、貞観津波のお話をされる方には、特に言いたいんですけども、貞観津波の波源で考えたときにも、うちの敷地は3mか4mぐらいしか来ないから、これは今の基準で十分もつという判断を1回しているわけです。貞観津波の波源のところに、マグニチュード9が来ると言った人は、今回の地震が来るまではだれもないわけですから、それを何で考慮しなかったんだというのは無礼千万だと思っています。そんなことを言うんだったら、日本全国の原子力発電所の地形などは関係なく、先ほどおっしゃったように、全部15mの津波が来るということで設計し直せということと同じことですね。」(甲11の21頁)

「○回答者 もう一ついうと、貞観津波で想定していたマグニチュードよりもっと大きいものが来たというのが違うところがあるわけです。

2つあって、マグニチュード9が来たという大きさの部分は、今まで地震学者も津波学者もだれも想定していなかった。

それから、3つのプレートがほぼ同時に動く。これもだれも言っていなかったんです。1つ動けばあとは寝ている。連動しないというのが学会の常識だったのが、連動したわけです。」(甲11の22頁)

このような判断は、原子力の安全性評価のあり方として、完全に誤っている。しかし、このような誤った認識が記録され、公表されたことに大きな価値がある。

この点について、添田氏は次のように論評している。

「確かにマグニチュード9を予想した人はいなかったのですが、2008年の論文ではマグニチュード8.4は考えていた。その予測でも津波は敷地高さを越えていたわけです。原発の被害を考える時、マグニチュード9まで予測する必要はまったくなかったのです。このあたりの吉田さんの話は支離滅裂なのですが、政府事故調で質問している人は、気づいていな

いのか、突っこんで聞いていません。」（『科学』2014年12月添田孝史報告「吉田調書をめぐるシンポジウムより」1281頁）

このとおりである。つまり、確かにマグニチュード9の地震が起きると予測した研究者はいなかった。しかし、福島沖を含めて、マグニチュード8クラスの地震が起きることは地震調査研究推進本部も予測していたし、さかのぼれば、7省庁手引きでも同じことが指摘されていた。吉田氏はこのことを知ってか知らずか、混同して話しているのである。そして、予測されていた福島沖のM8クラスの地震に対する対策がとられていれば、高さ15メートルという津波の高さが一致していたのであるから、原発は守れたのである。

（9）土木学会での検討はフォローせず

「○質問者 土木学会に東電が依頼されていますけれども、依頼後に土木学会がどの程度議論していたのかという話です。

○回答者 それは全く知らないです。

○質問者 それはわかりませんか。

○回答者 はい。」（甲11の22頁）

もし、本当に重大な検討を依頼したのなら、フォローするはずである。にもかかわらず、責任者でありながら、全くフォローがなされていない。この答えの中に、この土木学会への検討依頼が、時間稼ぎでしかなかったことが、はからずとも露呈している。

（10）保安院は手を拱いていたのか

「○質問者 保安院などから、そういうことに対して何か示唆なりをすることはあるんですか。もうちょっと上げた方がいいのではないかとかね。

○回答者 それは私が部長でいたときですか。

○質問者 部長でいたときです。

○回答者 ないです。

○質問者 そういうものはないんですか。

○回答者 保安院さんもある意味汚いところがあって、先生方の意見をよく聞いてということになるわけです。最終的にバックチェックにしても何にしても、保安院が決定しないわけです。彼らは汚いからね。結局、耐震評価小委員会などをつくって、先生を並べて、電力に資料をつくらせて、報告して、そのあら探しをして、部分的にコメントが付いたところだけ何とかしろと、ここだけ解明しろとか、これだけです。要するに、保安院として基準を決めるとか、そういうことは絶対にしないです。あの人たちは責任をとらないですからね。

○質問者 どちらかというと、事務局的な感じでやって、有識者みたいな者を並べて、その人たちに検討してもらって、そこで何か意見が出たら、それについて何とかしなさいというスタンスなんですね。

○回答者 そうです。

○質問者 何か相談に行ったときに、保安院として、これはこうした方がいい、ああした方がいいみたいな感じにはならないんですね。

○回答者 ならないです。

○質問者 それは津波に限らず、そんな感じですか。

○回答者 全部そうです。絶対に保守的です。保守的というのは、今までのやり方を変えようとしなないという意味での保守的ですから、独断的にだれかの意見を取り上げて変えていくということもないですし、なおかつ失点をしないようにするためには、広く先生の意見を聞いて、そこで総意が得られたので、それに基づいてとういうふうに決定していますという形になっているんです。」(甲11の25-26頁)

この証言が事実であるかどうか、かなりの疑問がある。『原発と大津波 警告を葬った人々』の中には、保安院内部で津波の危険性について

強く発言していた高島賢二氏に対するインタビューが採録されている(同書126頁以下)。

また、平成18年(2006年)頃には保安院自体が、電力会社にかなり厳しく早期の対策を迫っていたことが、保安院自体の記録から裏付けられることは「8」で前述したとおりである。吉田氏が原子力設備管理部長に就任したのは平成19年(2007年)であるが、直前の経過を引き継いでいないはずがない。

東電の無策は際立っており、保安院にも責められるべき点は多々あるとしても、本件事故の主たる原因を形作ったものが東電幹部たちの津波対策のサボタージュと無策の理由づくりのための土木学会や中央防災会議などへの工作に明け暮れていた点に求められるべきことは明らかである。

10 検察は巨悪を眠らせるな

本件の真相解明を求め、刑事告訴・告発の代理人を務めてきた当職らも、添田氏の著書の内容には本当に驚いた。耐震バックチェックがいつまで経っても終わらなかった背景に、津波対策が不可避となっており、耐震バックチェックのオープンの会議を開けば、専門家から重大な疑問を提起されることがわかっていながら、問題を回避するために、問題の先延ばしを図っていたのである。

岡村行信氏は「佐竹ほか2008」の論文をもとに、耐震バックチェックの過程で貞観地震に対応した地震と津波対策の見直しを具体的に求めていた。総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WGの32回(2009年6月24日)において問題提起があり、第33回(2009年7月13日)の審議の中で、東京電力担当者が福島第一原発5号機と福島第二原子力発電所4号機の「耐震安全性に係る中間報告の評価について」とする報告を説明

し（合同W33-2-2など）、その中で869年貞観地震による地震動と津波の影響の二回にわたって委員間で討論がされている。

その中で岡村委員は、次のような問題を提起した。「佐竹ほか（2008）で指摘されている貞観地震を今の知見で考えると、連動型地震と考えるのが妥当であり、そういう地震は、短い間隔で普通に起こっている震源域の、複数の震源域が同時に破壊することで起こるのだろうと言われている。」

しかし、この問題提起に対し、東京電力及び原子力安全・保安院は、津波の議論は先送りにするとして議論を打ち切り、何ら対応しなかったのである。この議論が行われた時点では東京電力は自らこのような地震が発生した際には津波の遡上高が15メートルにも達することを明確に認識しつつ、議論をはぐらかしていたのである。

そして、裏では、保安院の森山氏は、前記のようなメールを送り、「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。」

「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ」などと述べていたというのである。まさに、語るに落ちたとはこのことではないか。再捜査の対象には森山審議官は入っていなかったが、このメールからは、本件事故を予見していながら、問題を先送りしていたことが明らかであり、同氏も明らかに起訴相当である。検察は職権で同氏に対する被疑事件を立件し、武藤、武黒、勝俣、小森の四人の被疑者ととともに同人も合わせて起訴するべきである。

添田氏は、前掲書の「エピローグ」で次のように感想を述べている。極めて重要な指摘であるから、そのまま引用する。

「私は、東電福島原発事故のあともしばらくは、エネルギー政策を急転換させることによる弊害や、原発に依害してきた立地自治体の経済状況を鍛みて、建設年代や立地場所から判断して相対的にリスクの小さい原発を少数再稼動（ママ）させることはやむを得ないのではないかと考えていた。

しかし規制当局や東電の実態を知るにつれ、彼らに原発の運転をまかせるのは、とても怖いことを実感した。間違えば国土の半分が使い物にならなくなるような技術を、慎重に謙虚に使う能力が無い。しかも経済優先のため再稼動（ママ）を主張し、科学者の懸念を無視して「リスクは低い」と強弁する電力会社や規制当局の姿は、事故後も変わっていない。防潮堤をかさ上げすれば済む話ではないのだ。

彼らは、柏崎刈羽原発、福島第一原発と二度も大地震に襲われたのだから、しばらくは大きな災害はないだろう、と高を括っているにすぎない。日本列島はマグニチュード9の東北地方太平洋沖地震が起きたことで、地震や火山活動が活発化し、これまでの経験則が必ずしも適用できなくなっている。しかも日本が集団的自衛権を行使するようになれば、テロの脅威も格段に高まるだろう。二度あることは三度あると考えて備えなければならないが、彼らにその自覚があるように見えない。」（同書203-204頁）

まさに、そのとおりである。

そして、3・11後に、このような電力事業者の慢心を生んだ最大の原因こそ、検察庁が本件の捜査によって真実を明らかにすることができず、起訴の判断ができなかったためである。どんなひどい事故を起こしても、自分たちは治外法権に守られていると、電力事業者は思い始めている。まさに巨悪を眠らせているのである。検察官には、このことを自覚して欲しい。

たった一人のジャーナリストが、国会事故調の協力調査員を務めたとはいえ、独力で、カンと足で稼いだ調査で、東電、保安院、土木学会、中央

防災会議などの組織の真実にここまで迫ることができたのである。

ここに示された東電幹部たちの罪責は灰色どころか、真っ黒ではないか。検察官は、今こそ正義の剣を振るうべきである。

被疑者武藤や吉田が、津波は来ないと高をくくってしまい、いったん費用まで含めて検討された対策について、土木学会に先送りする形で見送ったことが本件の事故原因の根幹である。そして、被疑者武黒と被疑者武藤はこの判断に明らかに関与し、これを追認していたことが明らかである。そして、問題が送られた先の土木学会の津波評価部会は電力の下請けのような組織となり、実際には何もしていなかったのである。

検察審査会の議決もこの点を明確に認定していたが、添田氏の著書と吉田調書はさらに明確にこの議決を裏付けることとなった。

検察が不起訴処分を見直さず、次の原発の破局事故がおきたならば、検察も次の事故の共犯となってしまうと言わざるを得ない。

検察はためらってはならない。市民の支持を失ったら検察組織に未来はない。検察は、市民の良識の結晶と言うべき検察審査会の議決に基づき、福島第一原発事故の真実を明らかにし、各被疑者の刑事責任を明らかにするため、被疑者勝俣、武黒、武藤、小森について起訴をするべきである。

検察は「巨悪を眠らせるな、被害者と共に泣け、国民に嘘をつくな」（伊藤栄樹）。

以上

証 拠 資 料

- 1 甲 6 太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書
- 2 甲 7 平成9年7月25日電事連津波対応WG「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」への対応について
- 3 甲 8 国会事故調参考資料編 41頁

- 4 甲 9 平成 18 年 1 月 30 日 内部溢水、外部溢水勉強会第 1 回議事メモ，平成 18 年 6 月 29 日 内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針（案）
- 5 甲 10 平成 22 年 3 月 24 日 森山審議官発メール「1F3バックチェック（貞観の地震）」
- 6 甲 11 政府事故調 吉田昌郎 平成 23 年 8 月 16 日付聴取結果書（事故時の状況とその対応について 3）
- 7 甲 12 政府事故調 今村文彦 平成 23 年 8 月 19 日付聴取結果書
- 8 甲 13 添田孝史著『原発と大津波 警告を葬った人々』岩波新書
- 9 甲 14 首藤伸夫「津波総合防災対策の歴史と今後の課題」『海洋』1998 年号外 No. 15
- 10 甲 15 土木学会 原子力土木委員会津波評価部会構成 平成 13 年 3 月現在
- 11 甲 16 第 54 回安全情報検討会資料
- 12 甲 17 映画『日本と原発』DVD